いじめ防止対策推進法に定める組織と重大事態発生への対応フロー図

重大事態発生

≪学校の対応≫

1　下田市教育委員会に報告。

2　重大事態に係る調査を行うため、学校いじめ対策組織を母体とした組織を設置。事態の性質に応じて適切な専門家を加える。

≪教育委員会の対応≫

1　学校に対し、必要な指導及び支援。

2　学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られない場合や学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合にはいじめ問題対策専門委員会を設置し調査。

下田市いじめ問題対策連絡協議会（14 条①）

・いじめの防止等の関係機関等の連携推進のため、必要事項を協議する。

・いじめの防止等の関係機関等の連絡調整

・いじめの防止等の関する情報交換

連携

市立学校

①　重大事態発生の報告

教育委員会

②　重大事態発生の報告

③　調査の要請

④　調査結果の報告

⑤　調査結果の報告

⑥　調査結果の報告

関係児童生徒及び保護者

市議会

市　　長

市長が必要と認めた場合は再調査を行うことができる

再調査結果の報告

30 条②の調査結果報告

再調査結果の報告

再調査の要請

再調査結果の報告

※重大事態発生時の流れ　①～⑥

再調査は点線矢印

下田市いじめ問題対策専門委員会

（14 条③ 教育委員会の附属機関、28 条① 調査組織）

・いじめの防止等の事項調査及び審議

・いじめの防止等のための指導、助言及び支援

・重大事態に係る調査

下田市いじめ問題調査委員会

（30 条② 附属機関）

・28 条①の調査結果について再調査する。